

4月1日 障害者差別解消法が

施行されました

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が4月1日に施行されました。

この法律は、国の行政機関・地方公共団体等や、会社・お店などの民間事業者における「障害を理由とする差別」を、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」との2つに分けて考えています。こういった行為をする、あるいはしないことが差別にあたるのでしょうか。社会から差別をなくすにはどうすればいいのでしょうか。大切なのは理解しあうこと。そのために対話すること。立ち止まらずに、考えることではないでしょうか。

障害のある人への配慮のあるまちは、すべての人にとって暮らしやすいまちと言えます。障害を理由とする差別のない、共に生きる社会をめざしましょう。



問合先

障害福祉総務課

（☎463・1212 Fax 463・8600）
eメール：shoufuku@city.izumisano.lg.jp

【障害者差別解消法のポイント】

この法律では、次のとおり定められています。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ※個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。	不当な差別的取扱いが禁止されます。	努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

障害者差別解消法について詳しくは下記のホームページをご覧ください。

◆障害を理由とする差別の解消の推進（内閣府）
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

障害者差別解消に関する相談は…
 泉佐野市・田尻町基幹相談支援センター あいと
 ☎598-0007 上町1丁目2-9 社会福祉センター 2階
 ☎464-3830 Fax462-5400 eメール:kikan@izumisanoshakyo.or.jp
 月～金曜日（祝・休日、年末年始除く）午前8時45分～午後5時15分
 ※市が所管する事務事業（指定管理者または委託事業者分含む）に関する相談窓口は、それぞれの所管課となります。

しょうがい りゆう さべつ 障害を理由とする差別とは？

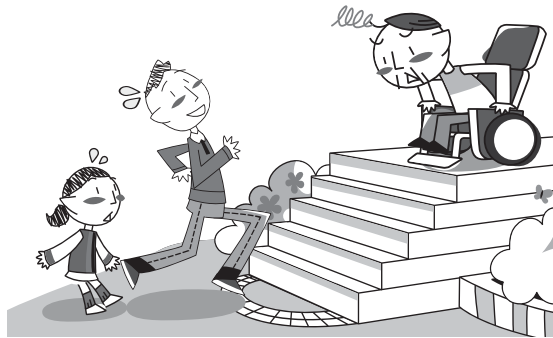
ふとう さべつてきとりあつかい れい 【不当な差別的取扱いの例】

- 車いすを利用して^{りゆう}いることを理由に、レストランなどへの入店を断った
- 障害があることを伝えたところ、それを理由にアパートの部屋を貸してくれなかった



ごうりてきはいりよ れい 【合理的配慮の例】

- ホテルのフロント受付などで、聴覚障害の人に筆談や手話など、音声以外の方法でコミュニケーションをとる
- 段差がある場所で、車いす利用者にキャスター上げなどの補助をする



障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。また、障害のある人から何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮が求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある人の権利利益が侵害される場合も差別に当たります。

しみん 市民のみなさんにできること

ぐたいれい 【具体例】

- 電車やバスなどで、席を必要としている人がいたら、優先席でなくても席をゆずる
- 視覚障害のある人を誘導する点字ブロックの上に、自転車などの障害物を置かない
- 駐車場の「障害者等専用スペース」には、必要のない人は駐車しない
- 盲導犬など身体障害者補助犬を理解して、補助犬の役割を妨げるようなことをしない



障害者差別解消法で、市民のみなさんに課せられる義務や罰則はありません。ただ、差別をなくし、豊かな共生社会を実現するために、次のような具体例を参考にしてください。

しょうがい ひと かん し 障害のある人に関するマークを知っていますか？

じりつ しゃかいさん か し えん だれ かにてき く せいかつかんきょう
自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境
せいび すいしん しょうがい ひと あんしん せいかつ
の整備を推進するため、障害のある人が安心して生活できるまち
づくり、あんしん がいしゅつ かんきょう づくりを、こくさい
安心して外出できるような環境づくりを、国際シンボル
ふ きゅう けいはつ おこな
マークの普及・啓発を行うことによりめざしています。



みみ 耳マーク

き こえが ぶ じゆう なことを表す、国内で
使用されているマークです。このマーク
を提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを
理解し、コミュニケーションの方法への配慮につい
て、ご協力をお願いします。



し かくしょうがいしゃ ひと かん せいのこくさい 視覚障害者のための国際シンボルマーク

せいかいもうじんかいれんごう ねん せい
世界盲人会連合で1984年に制定された
もうじん せいかいもうじんかいれんごう
盲人のための世界共通のマークです。視覚
しょうがいしゃ あんぜん かんきょう
障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設
備、機器などに付けられています。このマークを見
かけたら、視覚障害者の利用への配慮について、ご
理解ご協力をお願いします。



ちやうかくしょうがいしゃひやうしき 聴覚障害者標識

ちやうかくしょうがい りゆう めんきよ
聴覚障害であることを理由に、免許
じやうけん ふ ひと うんてん くるま
に条件を付されている人が運転する車
にひょうじ
に表示するマークです。危険防止のためやむを得
ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せ
や割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定
により罰せられます。



ハート・プラス マーク

しんたいないぶ しんぞう こきゅうき のう
「身体内部（心臓、呼吸機能、じん
ぞう ぼうこう ちよくちやう しょうよう かんぞう めんえきき
臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機
能）に障害がある人」を表しています。身体内部
にしょうがい ひと がいけん ひと
に障害がある人は外見からは分かりにくいので、
さまざま ごかい ひと
様々な誤解を受けることがあります。内部障害の
ひと なか じんしや ゆうせんせき すわ ぎん
人の中には、「電車などの優先席に座りたい」「近
べん けいたいでん わ しょう ひか しょうがいしゃよう
辺での携帯電話使用を控えてほしい」「障害者用
ちやうしゃ と きぼう
駐車スペースに停めたい」などを希望しているこ
とがあります。このマークを着用されているひと
を見かけたら、内部障害への配慮について、ご理解
ご協力をお願いします。



けん ほじょ犬マーク

しんたいしょうがいしゃ ほ じょけんどうはん けいはつ
身体障害者補助犬同伴の啓発のための
しんたいしょうがいしゃ ほ じょけん どうはん
「ほじょ犬」マークです。身体障害者補助犬とは、盲
どうけん かいじょけん ちやうどうけん い
導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。「身体障
がいしゃ ほ じょけんどうはん せい
害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設
や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホ
テル、レストランなどの民間施設でも身体障害者
ほ じょけん どうはん
補助犬が同伴できるようになりました。

※このマークシールの有無にかかわらず、不特定
たすう ひと りやう せいせつ こくさうこうつう きかん
多数の人が利用する施設や公共交通機関において
ほ じょけんどうはん かのう
は補助犬同伴が可能となっています。



しょうがい ひと かん せいのこくさい 障害のある人のための国際シンボルマーク

しょうがい ひと りやう たてもん し
障害のある人が利用できる建物、施
せつ
設であることを明確に表すためのせいかい
きやうつう ちやうしゃやじやう
共通のシンボルマークです。駐車場などでこの
マークを見かけたら、障害のある人の利用への配
りよ かい きやうりよく ねが
慮について、ご理解ご協力をお願いします。



しんたいしょうがいしゃひやうしき 身体障害者標識

しんたいしょうがいしゃひやうしき
しんたいしょうがいしゃひやうしき
肢体不自由であることを理由に、免許
じやうけん ふ ひと うんてん くるま
に条件を付されている人が運転する車に
ひょうじ
に表示するマークです。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、この
マークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運
てんしや どうろこうつうほう きてい ばつ
転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



オストメイトマーク

じんこうこうもん じんこうぼうこう ぞうせつ ひと
人工肛門・人工膀胱を造設している人
(オストメイト) のための設備があるこ
とをあらわ せつび
と表しています。オストメイト対応の
いりぐち あんないゆうどう ひやうじ
トイレの入口・案内誘導プレートに表示されてい
ます。このマークを見かけたら、そのトイレがオ
ストメイトに配慮されたトイレであることについ
て、ご理解ご協力をお願いします。